住所地外接種届（新型コロナウイルス感染症）

令和　　年　　月　　日

渋谷区長　様

申請者

住所

電話番号

被接種者との続柄　　□本人　　　□同居の親族

□その他（　　　　　　）

渋谷区において、予防接種を受けたいので、下記のとおり、住所地外接種届を提出いたします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被接種者 | ふりがな |  | | | | | | | | | | |
| 氏　　名 | □申請者と同じ | |  | | | | | | | | |
| 住民票に記載の  住所 | □申請者と同じ | | 〒 | | | | | | | | |
| 居住先住所 | □申請者と同じ | | 〒 | | | | | | | | |
| 生年月日 | 年　　　　　　　　月　　　　　　　　日 | | | | | | | | | | |
| 接種券番号（10桁） | |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 接種状況 | | □未接種　□１回接種済　□２回接種済　□3回接種済　☐4回接種済　☐5回接種済 | | | | | | | | | | |
| 届出理由 | | □単身赴任者　□遠隔地から下宿中の学生　□里帰り出産による帰省等  □その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | | |
| 送付先住所 | | □被接種者と同じ  □申請者と同じ | | 〒 | | | | | | | | |
| 送付先氏名 | | □被接種者と同じ  □申請者と同じ | |  | | | | | | | | |

（事務処理欄）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 窓口 | Ｗ |  |  |  |  |
| ｾﾝﾀｰ | Ｃ |  |  |  |  |

**追加接種（3～6回目）を住所地外で接種される方へ**

過去の接種の際に申請された方も、再度申請が必要です。

**住所地外接種届を申請する方へ**

原則、住民票所在地での接種となりますが、やむを得ない事情がある場合は、住民票所在地以外において接種を受けることができます。住所地外接種届と住民票所在地の市区町村から発行された接種券の写しと併せて提出して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 郵送申請 | 下記の送付先に　①住所地外接種届、②**接種券の写し、**③返信用封筒をお送りください。  【送付先】渋谷区新型コロナウイルスワクチン事務センター  （〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18池袋WESTビル３F） |
| 1. 窓口申請 | 渋谷区役所７階地域保健課新型コロナワクチン担当窓口まで、住所地外接種届と接種券の写しを提出してください。 |

・窓口申請では、申請日当日に住所地外接種届出済証を発行します。

・コールセンターでは住所地外接種届申請を受けることはできません。問い合わせのみお受けできますのでご注意ください。

【渋谷区コロナウイルスワクチン接種に関するコールセンター】

０１２０－０４５－４０５　　※ 8時30分～18時

・郵送申請の送り先は、業務を委託している事業者の住所です。

・返信用封筒は、A４の紙が三つ折りで入る定形内封筒に84円切手を貼ってください。また送付先の住所、氏名も記載してださい。

**申請が不要な方**

以下に当てはまる方は、住所地外接種の申請が不要です。

・入院・入所者

・基礎疾患を持つ方で主治医の下で接種する場合

・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合

・市区町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける方

・災害による被害にあった方

・拘留又は留置されている方　　　等

**申請が必要な方**

以下のような、やむを得ない事情に当てはまる方は、住所地外接種の申請が必要です

・DV、ストーカー行為等被害で、区外からの避難してきた方で住民票を渋谷区に移していない方

・出産のために里帰りしている妊産婦の方

・単身赴任者

・遠隔地から下宿している学生

・渋谷区内に居住の実態はあるが、住民票を移していない方

**申請を受け付けられない場合**

・渋谷区に居住の実態がない

・渋谷区に居住の実態がなく、渋谷区に在勤、在学している

・住民票所在地での接種が困難である　　　等

**※渋谷区として住所地外接種届出済証を交付することにより、接種体制の維持・構築が困難と判断した場合には申請を停止することがあります。**